平成20年(2008年) 第1303号

地域に見守られて、元気いっぱいに育つ子どもたち市の施設を活用して市民が社会福祉法人を設立し、

東山ぽぽ保育園を運営

見クラブ)が意見交換を通じて、美しいまちなか発見交換を通じて、美しいまちな市民と市が、景観に関する情報共有

25 ⊨

今号の主な記事	
◇還付金詐欺にご注意	…2面
◇災害への備え	…4面
◇ブラス・フェスティバルの	
ファンファーレを募集	…7面
◇保健だより	…8面



Nishinomiya Muni. Bulletin

毎月10日·25日 発行

発行/西宮市役所 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 TEL/0798-35-3151(代表)

編集/総合企画局市長室広報課 TEL/0798-35-3400

Eメール/vo_kouhou@nishi.or.jp

関 曲 する条例 協 働 制



何よりも大切です。 り」を市政運営の基本に掲げています。 は、市民の皆さんと共に進めていくことが より暮らしやすく豊かなまちをつくるに

例を全面施行します。 月に定めました。21年4月1日からこの条 **充実させていくためのルール「西宮市参画** と協働の推進に関する条例」を平成20年7 そこで、このような取り組みをより一層

くっていきましょう。 りと考慮し、よりよい方法を考えてまちづ づくりに関わり、よりよいまちを一緒につ くりを進めていきます。一人ひとりがまち 市は市民の皆さんからの意見等をしっか

98 · 35 · 3764) < 問合せは参画・協働推進グループ 0 7

市は「市民と手を携えて進めるまちづく

0 0 0

を実現していく。こうしたこと の様々な課題を発見し、解決の が、市民の皆さんの西宮への思 市と共に協力してよりよいまち いを生かしたまちづくりを進め ために考え、

積極的に発言し、 地域で生活する皆さんが地域

括法」(※)が施行される等、地 ることになるのではないでしょ 平成12年4月に「地方分権一

市では、これまで多くの人が 条例制定の意義

政の基本的な計画等に提案する

(策提案手続や、市が市民に政

手続(パブリックコメント)、市

「参画」は、市政への意見提出

ます。 協働による地域課題の解決に向 参加しています。また、市との ボランティアとして地域活動に けた積極的な活動も始まってい

刀分権が進展し、地域の実情を

市は18年1

から提出され して、地域で

市長からのメッセージ

要があると考えています。 会への公募委員の導入等の取り を盛り込んだこの条例によっ 組み以外にも参画と協働の手法 まで行ってきた意見提出手続 りを行うことが、今後一層重要 踏まえた自主 て、一体的、 励働のまちづ になっていき (パブリック 体系的に「参画と ます。市は、これ コメント)や審議 くり」を進める必

譲の推進等を の機関委任事務の廃止や権限委 万分権を推進するために国から ※「地方分権一括法」とは、地 内容とした法律

を進めていくうえで市民と市が

また「協働」は、まちづくり

続等を規定しています。 策等の提案を求める政策公募手

業の推進や、市に協働事業を提 行動するというもので、協働事 対等な立場で信頼しあい、共に

しています。

33人の市民公募による市民会議 め、2月には市内各地域で意見 条例制定のた 形式の策定委 交換会を開催、そして6月には 関する講演会 に取り組んで また、 19年 員会を設置して、 月に参画と協働に

店動されている 団

条例制定 の取り組み

いただきました。 めの提言書の作成 を開催したのを始 に提言書を

参考に 1月に策定委員会

協働について広くお知らせして 書を作成し配布する等、参画と けて、講演会を開催するほか、 今年度中にパンフレットや解説 21年4月の条例全面施行に向 パンフレット等で

市民と市 知 か手を携える市政

条例の概要図

協 働

> 協働事業提案手続 協働事業の推進

画

意見提出手続

·政策公募手続 ·政策提案手続

貫して「市民とともに進めるまちづく 私は平成12年11月に市長に就任以来、

可能になると考えています。 また、本市は本年4月から中核市と 民のニーズを的確に把握した満足度の高い市政運営を行うことが ますます必要になってきます。こうしたことを進めることで、市 った多様な主体が行政サービスを共に考え、共に担うことが今後 ト)」に取り組む等、 して、多くの事務権限の移譲を受けていますが、この権限を充分 に活用し、質の高いサー 地方分権が進む今日、 参 西宮市長 四と協働のまちづくりを進めてきました。 業や「意見提出手続(パブリックコメン はじめとする「まちかど三つの出会い」事 り」を基本として「まちかどトーク」を ビスを提供するうえでも、参画と恊働の 行政のほか、市民、事業者、NPOとい

公園や街路、学校等に市民と協働で花の 植栽に取り組む地域の緑化活動

取り組みは、欠かすこと

市政を目指していけることを期待しています。

市民の皆さんが、この条例を積極的に活用され、共によりよい

のできないものと考えています。

47万8557人(女25万1716人、 男22万6841人) 世帯数 20万 2607 面積 100.18 km² 平成 20 年 (2008年) 8月1日現在

案する恊働事業提案手続を規定

・自立のまちづく 体や市議会等の意見も踏まえ、 条例案を作成しました。

条例の概要

「協働」で構成されています (条例の概要図参照)。 この条例は大きく「参画」と